

第 9 8 号 議 案

新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部  
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 9 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 12 年新宿区条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 2 項中「100 分の 102.5」を「100 分の 112.5」に、「100 分の 122.5」を「100 分の 132.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 102.5」を「100 分の 112.5」に、「100 分の 50」を「100 分の 55」に、「100 分の 122.5」を「100 分の 132.5」に、「100 分の 60」を「100 分の 65」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

## 別表第1（第6条関係）

## 幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	174,200	262,800	306,400	344,200
	2	176,300	264,800	308,700	346,800
	3	178,400	266,800	311,000	349,400
	4	180,500	268,600	313,300	352,000
	5	182,500	270,800	315,600	354,600
	6	184,600	273,000	317,800	357,200
	7	186,700	275,000	320,200	359,700
	8	188,700	277,000	322,400	362,100
	9	190,900	279,100	324,600	364,500
	10	193,000	281,100	326,900	366,900
	11	195,200	283,200	329,200	369,300
	12	197,400	285,300	331,400	371,700
	13	199,500	287,400	333,600	374,000
	14	201,100	289,400	335,800	376,300
	15	202,900	291,600	338,100	378,500
	16	204,500	293,600	340,500	380,700
	17	206,000	295,700	342,900	382,800
	18	207,800	298,000	345,300	384,800
	19	209,200	300,300	347,800	386,800
	20	211,200	302,600	350,300	388,700
	21	212,700	304,900	352,800	390,600
	22	214,300	306,900	355,000	392,500
	23	216,000	309,300	357,300	394,300
	24	217,700	311,400	359,600	395,900
	25	219,500	313,700	361,800	397,600
	26	221,000	315,800	363,900	399,300
	27	222,900	317,900	366,100	400,800
	28	224,800	319,900	368,200	402,400
	29	226,700	321,900	370,200	403,900
	30	228,700	324,000	372,200	405,300
	31	230,600	326,100	374,100	406,700
	32	232,700	327,900	375,900	408,100
	33	234,700	330,000	377,700	409,400
	34	236,600	332,000	379,500	410,600
	35	238,500	334,100	381,200	411,800
	36	240,500	336,100	382,600	413,000
	37	242,500	337,700	384,000	414,100
	38	244,400	339,500	385,300	415,100
	39	246,400	341,300	386,600	416,100
40	248,500	343,100	387,800	417,100	

41	250,500	344,700	389,000	418,000
42	252,400	346,400	390,200	418,900
43	254,500	348,100	391,400	419,800
44	256,500	349,700	392,400	420,600
45	258,700	351,100	393,200	421,400
46	260,500	352,600	394,100	422,100
47	262,300	354,100	395,100	422,800
48	264,500	355,600	396,100	423,400
49	266,400	357,000	396,900	424,100
50	268,600	358,400	397,700	424,800
51	270,900	359,700	398,500	425,400
52	273,000	361,100	399,300	425,900
53	275,000	362,400	400,000	426,400
54	277,000	363,700	400,800	427,000
55	279,200	364,900	401,600	427,500
56	281,300	366,100	402,300	428,100
57	283,300	367,200	402,900	428,700
58	285,300	368,300	403,600	429,300
59	287,300	369,400	404,300	429,900
60	289,300	370,500	405,000	430,500
61	291,400	371,500	405,600	431,000
62	293,400	372,600	406,200	431,500
63	295,500	373,600	406,800	432,000
64	297,500	374,500	407,400	432,600
65	299,500	375,500	407,900	433,000
66	301,500	376,400	408,400	433,500
67	303,600	377,300	409,000	434,000
68	305,600	378,100	409,600	434,400
69	307,600	378,900	410,200	434,900
70	309,500	379,700	410,800	435,400
71	311,500	380,500	411,400	435,900
72	313,500	381,400	412,000	436,400
73	315,400	382,200	412,500	436,800
74	317,300	382,900	413,100	437,300
75	319,400	383,500	413,600	437,800
76	321,300	384,200	414,200	438,300
77	323,200	384,800	414,700	438,700
78	325,100	385,400	415,200	439,100
79	326,800	385,900	415,700	439,600
80	328,500	386,500	416,200	440,100

81	330,200	387,100	416,700	440,600
82	331,800	387,600	417,200	441,100
83	333,500	388,200	417,700	441,600
84	335,000	388,800	418,200	442,000
85	336,400	389,400	418,600	442,500
86	337,900	390,000	419,000	442,900
87	339,400	390,500	419,500	443,300
88	340,700	391,100	420,000	443,700
89	342,000	391,600	420,500	444,000
90	343,300	392,100	420,900	444,400
91	344,500	392,700	421,400	444,800
92	345,700	393,200	421,900	445,200
93	346,800	393,700	422,300	445,600
94	347,900	394,200	422,700	446,000
95	348,900	394,700	423,100	446,400
96	349,900	395,200	423,500	446,800
97	350,900	395,600	423,900	447,200
98	351,800	396,000	424,200	447,500
99	352,600	396,500	424,600	447,900
100	353,300	397,000	425,000	448,300
101	354,000	397,500	425,400	448,700
102	354,700	398,000	425,800	
103	355,400	398,500	426,200	
104	355,900	399,000	426,600	
105	356,500	399,500	427,000	
106	357,000	400,000	427,400	
107	357,500	400,500	427,800	
108	358,100	401,000	428,200	
109	358,800	401,400	428,500	
110	359,300	401,900	428,900	
111	359,800	402,400	429,300	
112	360,300	402,900	429,700	
113	360,800	403,400	430,000	
114	361,300	403,800		
115	361,800	404,200		
116	362,300	404,600		
117	362,700	405,000		
118	363,100	405,400		
119	363,600	405,800		
120	364,100	406,200		

121	364,600	406,600		
122	365,100	406,900		
123	365,600	407,300		
124	366,000	407,700		
125	366,400	408,100		
126	366,800	408,500		
127	367,200	408,900		
128	367,600	409,300		
129	367,900	409,600		
130	368,200			
131	368,600			
132	369,000			
133	369,400			
134	369,700			
135	370,100			
136	370,500			
137	370,900			
138	371,300			
139	371,700			
140	372,100			
141	372,400			
142	372,800			
143	373,200			
144	373,500			
145	373,900			
146	374,300			
147	374,700			
148	375,100			
149	375,500			
150	375,900			
151	376,300			
152	376,700			
153	377,000			
154	377,400			
155	377,800			
156	378,200			
157	378,600			
158	379,000			
159	379,400			
160	379,800			

	161	380,200			
	162	380,600			
	163	381,000			
	164	381,400			
	165	381,700			
	166	382,100			
	167	382,400			
	168	382,800			
	169	383,200			
再任用職員		229,400	268,200	291,300	330,300

第 2 条 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 27 条第 1 項中「、3 月 1 日」を削り、「第 29 条まで」を「第 30 条まで」に改め、同条第 2 項中「、3 月に支給する場合には 100 分の 25、6 月に支給する場合には 100 分の 105、12 月に支給する場合には 100 分の 110」を「100 分の 120」に改め、同項ただし書中「、3 月に支給する場合には 100 分の 25、6 月に支給する場合には 100 分の 85、12 月に支給する場合には 100 分の 90」を「100 分の 100」に改め、同条第 3 項中「100 分の 25」を「100 分の 120」に、「100 分の 10」を「100 分の 67.5」に、「100 分の 105」を「100 分の 100」に、「100 分の 60」を「100 分の 57.5」に改め、「と、「100 分の 110」とあるのは「100 分の 65」と、「100 分の 85」とあるのは「100 分の 50」と、「100 分の 90」とあるのは「100 分の 55」を削る。

第 30 条第 1 項中「6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）」を「基準日」に改め、同条第 2 項中「100 分の 112.5」を「100 分の 107.5」に、「100 分の 132.5」を「100 分の 127.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 112.5」を「100 分の 107.5」に、「100 分の 55」を「100 分の 52.5」に、「100 分の 132.5」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 65」を「100 分の 62.5」に改め、同条第 5 項中「「基準日から」とあるのは「基準日（第 30 条第 1 項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「」を削り、「同項」を「第 30 条第 1 項」に改める。

## 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第 1 条の規定（新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例第 30 条第 2 項及び第 3 項の改正規定を除く。）による改正後の新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定 令和 4 年 4 月



1 日

- (2) 第 1 条の規定（新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例第 30 条第 2 項及び第 3 項の改正規定に限る。）による改正後の新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定 令和 4 年 12 月 1 日

（給与の内払）

- 3 第 1 条の規定による改正後の新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場  
合においては、同条の規定による改正前の新宿区幼稚園教育職員  
の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後  
の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項  
は、特別区人事委員会が定める。

（提案理由）

特別区人事委員会の勧告を受け、幼稚園教育職員の給与を改定す  
る必要があるため